

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産登録5周年記念ロゴデザイン 使用ガイドライン

●使用にあたって

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産登録5周年記念ロゴデザインの 使用目的

世界遺産登録5周年を、宗像市・福津市をはじめ地域の皆さんと一体となって盛り上げていくために、使用するものとします。

使用できる場合

ロゴデザインは、次のいずれかに該当する場合を除き使用できます。

- (1) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下、「協議会」という。）の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき
- (2) 法令、条例その他の規程又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治、思想、宗教等に係る活動又はそのおそれがあるとき
- (4) 不当な利益を得ることを目的とする又はそのおそれがあるとき
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者の利益となるおそれがあるとき
- (6) ロゴデザインを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか協議会事務局長（以下、「事務局長」という。）が適当でないと認めるとき

使用手続き

次のいずれかに該当するときには、申請の必要はありません。

- (1) 協議会が使用するとき
- (2) 協議会が共催する事業等において、協議会の指示により使用するとき
- (3) その他申請を必要としないと事務局長が認めたとき

使用期限

令和5年（2023）3月31日まで

使用にあたって申請が必要な場合

市民、各種団体又は企業等が使用する場合は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産登録5周年記念事業の「冠事業」として申請・登録が必要です。詳細は、5周年記念サイトをご確認ください。



5周年記念サイト

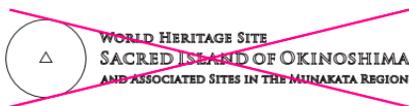
※「冠事業」の対象となる事業は、令和4年7月1日から令和5年3月31日の間に実施される行事・イベント等となります。

使用の注意事項

- (1) ロゴデザインそのものを変形したり、部分的に流用したりしないでください。また、表示色を変更することはできません。
- (2) ロゴデザインは単独使用を原則としています。他の要素と組み合わせるなど、異なるマークにすることはできません。
- (3) その他、詳細は「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局にお問い合わせください。

禁止事項の例

●アウトラインで使用しない



●マークを白く塗りつぶさない



●マークの罫線を太らせない、細くしない



●指定色以外の色を使用しない



●他の要素と組み合わせない



●余白をとって配置すること



問い合わせ先

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
事務局：福岡県庁九州国立博物館・世界遺産室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL：092-643-3162 メール：sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp